

新潟市は、インクルーシブ教育システムを推進します！

- ◇個々のニーズに応じた合理的配慮を提供できる学校支援体制の確立
- ◇障がいのある児童生徒とない児童生徒が共に学べる場の設定
- ◇障がい理解教育の推進

インクルーシブ教育システムの基本的な方向としては、障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。それとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに最も的確に応える指導を提供できる柔軟な仕組みの整備も必要としています。

幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の教育資源が、子どものための「多様な学びの場」として活用されることが求められています。





なぜ、今「インクルーシブ教育システム」の構築なのですか？

我が国は、国際法である「障害者の権利に関する条約」を批准し、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の形成が重要な課題となりました。

この課題を受け、教育分野では「共生社会」の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築という新たな取組が提起されました。

『インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育一般の制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供させる等が必要とされている。』（H24、7中教審）

インクルーシブ教育システムの構築を進めることは、共生社会の実現を目指すことになるのです。



新潟市では、「共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システムの推進」のために、

- ◇一人一人の教育的ニーズを把握し合理的配慮の提供をし、適切な指導及び支援を行います。
- ◇障がいのある子どもとない子どもが共に学べる場としての交流・共同学習を計画的、組織的継続的に行います。
- ◇障がい児・者への理解を深めるために、教職員の専門性を高める研修及び子どもへの障がい理解教育を行います。



「インクルーシブ教育システム」にかかわる条例等を教えてください。



◇障害者の権利に関する条約（平成 19 年）◇

第 24 条・・・締結国は、教育についての障害者の権利を認める（略）障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する・・・

◆障害者基本法（平成 23 年）◆

第 4 条（差別の禁止）

2 社会的障壁の除去は（略）その実施に伴う負担が過重でないときは、（略）その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

第 16 条・・・障害者が（略）十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮・・・

◇学校教育法施行令の一部改正（平成 25 年）◇

第 5 条、第 11 条：就学先を決定する仕組みの改正 他

◆障害者差別解消法（平成 28 年 4 月 1 日施行）◆

差別を解消するための措置 ①差別的取り扱いの禁止 ②合理的配慮の不提供の禁止